

住宅再生型 補助申請手続きについて

申請手続きの注意事項

- 耐震性が不足している場合は、耐震改修を行っていただきます
耐震診断が必ず必要です。その結果により耐震性の有無を確認します（耐震診断の補助もご利用いただけます）
長屋の場合は、原則として、棟全体で耐震性の確保が必要です
- 補助を受けるには、事前（契約・着手前）に手続きが必要です
まずは、下記の受付窓口へお電話ください。補助要件を満たすかどうかの確認を行います
原則、補助申請を行い大阪市から交付決定を受けた後に、事業者との契約・事業着手を行っていただく必要があります
- 共有名義や区分所有の建物で改修工事を行う場合は、建物所有者全員の同意書（実印）が必要です
法定相続人が申請を行う場合は、法定相続人全員の同意書（実印）が必要です

その他にも補助要件があります
詳しくは受付窓口でご確認ください



区役所との事前協議（性能向上に資する改修工事を行う場合）

- 空家利活用事例の情報発信へのご協力について
空家の利活用事例として、大阪市が情報発信を行うことについて承諾書を提出いただきます
（「大阪市の広報媒体への掲載」については、必ずご協力いただく必要があります）

- 提出様式 [様式 A] 情報発信協力承諾書（区役所ホームページからもダウンロードできます）
- 提出先 補助金交付申請時に、下記の受付窓口へ提出（補助金交付申請書と一緒に提出）

受付窓口での事前相談

まずはお電話でお問い合わせください。補助要件の確認や、手続きの説明を行います

必要書類

- ・ 建物所有者全員・建築年次・棟明細が確認できる固定資産（家屋）評価証明書
※各区役所でも取得できます
 - ・ 建物の外観が確認できる写真
 - ・ 簡単な間取り図（手書き可）
- 建築年・共有者氏名・棟明細（合計と棟明細）に
☒ して取得してください

受付窓口

耐震・密集市街地整備 受付窓口（⑤番窓口）

（業務受託者：大阪市住まい公社）

電 話 06(6882)7053
住 所 〒530-0041 大阪市北区天神橋 6 丁目 4-20
開館時間 平日（火曜日を除く）・土曜日：9 時～17 時半
祝日：10 時～17 時
休 館 日 火曜日（祝日の場合は翌日）、日曜日
祝日の翌日（月曜の場合は除く）、年末年始



